



# 濃度計量証明書

No. B18000528

有限会社 中国リサイクルサービス 様

平成 30年 7月 26日  
広島市西区三基本町3丁目13番16号  
株式会社 エヌエス サポート  
TEL 082-272-9000(代)

採取場所・住所	持ヶ峠最終処分場 沈砂池					
採取日時	平成30年7月12日 10時00分	天候	当日	晴	気温	29.5 °C
採取区分	青原 康彦		前日	曇	水温	16.1 °C

平成 30年 7月 12日 付け御依頼の  
計料について、計量の結果を御報告致します。

計量証明登録番号 (広島県)第K-9号  
環境計量士 酒井 剛  
計量士登録番号 第8121号



計量方法	排出基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排出基準に係る検定方法 (昭和49年9月30日 環境庁告示第64号)			
試料名	浸透水			
計 量 の 対 象	計 量 の 結 果	定 量 下 限 値	計 量 方 法 の 細 目	
アルキル水銀化合物(mg/l)	定量下限値未満	0.0005	S46環告59付表2	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物(mg/l)	定量下限値未満	0.0005	S46環告59付表1	
カドミウム及びその化合物(mg/l)	定量下限値未満	0.001	JISK0102.55.1	
六価クロム化合物(mg/l)	定量下限値未満	0.04	JISK0102.65.2.1	
鉛及びその化合物(mg/l)	定量下限値未満	0.005	JISK0102.54.1	
ヒ素及びその化合物(mg/l)	定量下限値未満	0.005	JISK0102.61.2	
シアン化合物(mg/l)	定量下限値未満	0.1	JISK0102.38.3	
ポリ塩化ビフェニル[PCB](mg/l)	定量下限値未満	0.0005	S46環告59付表3	
トリクロロエチレン(mg/l)	定量下限値未満	0.002	JISK0125.5.2	
テトラクロロエチレン(mg/l)	定量下限値未満	0.0005	JISK0125.5.2	
ジクロロメタン(mg/l)	定量下限値未満	0.002	JISK0125.5.2	
四塩化炭素(mg/l)	定量下限値未満	0.0002	JISK0125.5.2	
1,2-ジクロロエタン(mg/l)	定量下限値未満	0.0004	JISK0125.5.2	
1,1-ジクロロエチレン(mg/l)	定量下限値未満	0.002	JISK0125.5.2	
1,2-ジクロロエチレン(mg/l)	定量下限値未満	0.004	JISK0125.5.2	
1,1,1-トリクロロエタン(mg/l)	定量下限値未満	0.0005	JISK0125.5.2	
1,1,2-トリクロロエタン(mg/l)	定量下限値未満	0.0006	JISK0125.5.2	
1,3-ジクロロプロペン(mg/l)	定量下限値未満	0.0002	JISK0125.5.2	
チウラム(mg/l)	定量下限値未満	0.006	S46環告59付表4	
シマジン(mg/l)	定量下限値未満	0.003	S46環告59付表5.1	
備考				

(注) 大腸菌群数, 濁度, 色度及び電気伝導率は, 計量法107条の計量対象外です。



# 濃度計量証明書

No. B18000528

有限会社 中国リサイクルサービス 様

平成 30年 7月 26日  
広島市西区西条本町四丁目13番16号  
株式会社 エヌエスサポート  
TEL 082-272-9000(代)

採取場所・住所	持ヶ峠最終処分場 沈砂池					
採取日時	平成30年7月12日 10時00分	天候	当日	晴	気温	29.5 °C
採取区分	青原 康彦		前日	曇	水温	16.1 °C

平成 30年 7月 12日 付け御依頼の  
試料について、計量の結果を御報告致します。

計量証明登録番号 (広島県)第K-9号  
環境計量士 酒井 剛  
計量士登録番号 第8121号



計量方法	排出基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排出基準に係る検定方法 (昭和49年9月30日 環境庁告示第64号)			
試料名	浸透水			
計 量 の 対 象	計 量 の 結 果	定 量 下 限 値	計 量 方 法 の 細 目	
チオベンカルブ(mg/l)	定量下限値未満	0.02	S46環告59付表5.1	
ベンゼン(mg/l)	定量下限値未満	0.001	JISK0125.5.2	
セレン及びその化合物(mg/l)	定量下限値未満	0.002	JISK0102.67.2	
クロロエチレン(mg/l)	定量下限値未満	0.0002	H9環告10付表	
1,4-ジオキサン(mg/l)	定量下限値未満	0.005	S46環告59付表7	
			以下余白	
備考				

(注) 大腸菌群数, 濁度, 色度及び電気伝導率は, 計量法107条の計量対象外です。

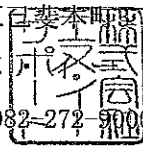


# 濃度計量証明書

No. B18000529

有限会社 中国リサイクルサービス 様

平成 30年 7月 26日  
広島市西区白葉本町四丁目13番16号  
株式会社 エヌエスサポート  
TEL 082-272-9000(代)



採取場所・住所	持ヶ峠最終処分場 上					
採取日時	平成30年7月12日 10時15分	天候	当日	晴	気温	29.8 °C
採取区分	青原 康彦		前日	曇	水温	16.1 °C

平成 30年 7月 12日 付け御依頼の  
試料について、計量の結果を御報告致します。

計量証明登録番号 (広島県)第K-9号  
環境計量士 酒井 剛  
計量士登録番号 第8121号



計量方法	地下水の水質汚濁に係る環境基準について (平成9年3月13日 環境庁告示第10号)			
試料名	地下水			
計 量 の 対 象	計 量 の 結 果	定 量 下 限 値	計 量 方 法 の 細 目	
アルキル水銀(mg/l)	定量下限値未満	0.0005	S46環告59付表2	
総水銀(mg/l)	定量下限値未満	0.00005	S46環告59付表1	
カドミウム(mg/l)	定量下限値未満	0.0003	JISK0102.55.4	
六価クロム(mg/l)	定量下限値未満	0.005	JISK0102.65.2.1	
鉛(mg/l)	定量下限値未満	0.001	JISK0102.54.4	
砒素(mg/l)	定量下限値未満	0.001	JISK0102.61.4	
全シアン(mg/l)	定量下限値未満	0.1	JISK0102.38.3	
ポリ塩化ビフェニル[PCB](mg/l)	定量下限値未満	0.0005	S46環告59付表3	
トリクロロエチレン(mg/l)	定量下限値未満	0.002	JISK0125.5.2	
テトラクロロエチレン(mg/l)	定量下限値未満	0.0005	JISK0125.5.2	
ジクロロメタン(mg/l)	定量下限値未満	0.002	JISK0125.5.2	
四塩化炭素(mg/l)	定量下限値未満	0.0002	JISK0125.5.2	
1,2-ジクロロエタン(mg/l)	定量下限値未満	0.0004	JISK0125.5.2	
1,1-ジクロロエチレン(mg/l)	定量下限値未満	0.002	JISK0125.5.2	
1,2-ジクロロエチレン(mg/l)	定量下限値未満	0.004	JISK0125.5.2	
1.1.1-トリクロロエタン(mg/l)	定量下限値未満	0.0005	JISK0125.5.2	
1.1.2-トリクロロエタン(mg/l)	定量下限値未満	0.0006	JISK0125.5.2	
1.3-ジクロロプロペン(mg/l)	定量下限値未満	0.0002	JISK0125.5.2	
チウラム(mg/l)	定量下限値未満	0.0006	S46環告59付表4	
シマジン(mg/l)	定量下限値未満	0.0003	S46環告59付表5.1	
備考				

(注) 大腸菌群数、濁度、色度及び電気伝導率は、計量法107条の計量対象外です。



# 濃度計量証明書

No. B18000529

有限会社 中国リサイクルサービス 様

平成 30年 7月 26日  
広島市西区呂斐本町13番16号  
株式会社 エヌエフ サポート  
TEL 082-272-1000(代)

採取場所・住所	持ヶ峠最終処分場 上					
採取日時	平成30年7月12日 10時15分	天候	当日	晴	気温	29.8 °C
採取区分	青原 康彦		前日	曇	水温	16.1 °C

平成 30年 7月 12日 付け御依頼の  
試料について、計量の結果を御報告致します。

計量証明登録番号 (広島県)第K-9号  
環境計量士 酒井 剛  
計量士登録番号 第8121号



計量方法	地下水の水質汚濁に係る環境基準について (平成9年3月13日 環境庁告示第10号)		
試料名	地下水		
計 量 の 対 象	計 量 の 結 果	定 量 下 限 値	計 量 方 法 の 細 目
チオベンカルブ(mg/l)	定量下限値未満	0.002	S46環告59付表5.1
ベンゼン(mg/l)	定量下限値未満	0.001	JISK0125.5.2
セレン(mg/l)	定量下限値未満	0.001	JISK0102.67.4
クロロエチレン(mg/l)	定量下限値未満	0.0002	H9環告10付表
1,4-ジオキサン(mg/l)	定量下限値未満	0.005	S46環告59付表7
			以下余白
備考			

(注) 大腸菌群数, 濁度, 色度及び電気伝導率は, 計量法107条の計量対象外です。



# 濃度計量証明書

No. B18000530

有限会社 中国リサイクルサービス 様

平成 30年 7月 26日  
広島市西区己斐本町3丁目13番16号  
株式会社 エヌ 株式会社 サポート  
TEL 082-272-9000(代)

採取場所・住所	持ヶ峠最終処分場 下					
採取日時	平成30年7月12日 10時35分	天候	当日	晴	気温	29.8 °C
採取区分	青原 康彦		前日	曇	水温	16.3 °C

平成 30年 7月 12日 付け御依頼の  
試料について、計量の結果を御報告致します。

計量証明登録番号 (広島県)第K-9号  
環境計量士 酒井 剛  
計量士登録番号 第8121号



計量方法	地下水の水質汚濁に係る環境基準について (平成9年3月13日 環境庁告示第10号)			
試料名	地下水			
計 量 の 対 象	計 量 の 結 果	定 量 下 限 値	計 量 方 法 の 細 目	
アルキル水銀(mg/l)	定量下限値未満	0.0005	S46環告59付表2	
総水銀(mg/l)	定量下限値未満	0.00005	S46環告59付表1	
カドミウム(mg/l)	定量下限値未満	0.0003	JISK0102.55.4	
六価クロム(mg/l)	定量下限値未満	0.005	JISK0102.65.2.1	
鉛(mg/l)	定量下限値未満	0.001	JISK0102.54.4	
砒素(mg/l)	定量下限値未満	0.001	JISK0102.61.4	
全シアン(mg/l)	定量下限値未満	0.1	JISK0102.38.3	
ポリ塩化ビフェニル[PCB](mg/l)	定量下限値未満	0.0005	S46環告59付表3	
トリクロエチレン(mg/l)	定量下限値未満	0.002	JISK0125.5.2	
テトラクロエチレン(mg/l)	定量下限値未満	0.0005	JISK0125.5.2	
ジクロロメタン(mg/l)	定量下限値未満	0.002	JISK0125.5.2	
四塩化炭素(mg/l)	定量下限値未満	0.0002	JISK0125.5.2	
1,2-ジクロロエタン(mg/l)	定量下限値未満	0.0004	JISK0125.5.2	
1,1-ジクロロエチレン(mg/l)	定量下限値未満	0.002	JISK0125.5.2	
1,2-ジクロロエチレン(mg/l)	定量下限値未満	0.004	JISK0125.5.2	
1,1,1-トリクロロエタン(mg/l)	定量下限値未満	0.0005	JISK0125.5.2	
1,1,2-トリクロロエタン(mg/l)	定量下限値未満	0.0006	JISK0125.5.2	
1,3-ジクロロプロペン(mg/l)	定量下限値未満	0.0002	JISK0125.5.2	
チウラム(mg/l)	定量下限値未満	0.0006	S46環告59付表4	
シマジン(mg/l)	定量下限値未満	0.0003	S46環告59付表5.1	
備考				

(注) 大腸菌群数, 濁度, 色度及び電気伝導率は, 計量法107条の計量対象外です。



# 濃度計量証明書

No. B18000530

有限会社 中国リサイクルサービス 様

平成 30 年 7 月 26 日  
広島市西区己斐本町3丁目13番16号  
株式会社 エヌ・ポート  
TEL 082-272-9000(代)

採取場所・住所	持ヶ峠最終処分場 下					
採取日時	平成30年7月12日 10時35分	天候	当日	晴	気温	29.8 °C
採取区分	青原 康彦		前日	曇	水温	16.3 °C

平成 30 年 7 月 12 日 付け御依頼の  
試料について、計量の結果を御報告致します。

計量証明登録番号 (広島県)第K-9号  
環境計量士 酒井 剛  
計量士登録番号 第8121号



計量方法	地下水の水質汚濁に係る環境基準について (平成9年3月13日 環境庁告示第10号)			
試料名	地下水			
計 量 の 対 象	計 量 の 結 果	定 量 下 限 値	計 量 方 法 の 細 目	
チオベンカルブ(mg/l)	定量下限値未満	0.002	S46環告59付表5.1	
ベンゼン(mg/l)	定量下限値未満	0.001	JISK0125.5.2	
セレン(mg/l)	定量下限値未満	0.001	JISK0102.67.4	
クロロエチレン(mg/l)	定量下限値未満	0.0002	H9環告10付表	
1.4-ジオキサン(mg/l)	定量下限値未満	0.005	S46環告59付表7	
			以下余白	
備考				

(注) 大腸菌群数, 濁度, 色度及び電気伝導率は, 計量法107条の計量対象外です。